

「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」の一部改正について

別添 1-2 オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様 (DPC 用)

1 第 1 章の 3 (4) ア (ア) 医療機関情報レコード中

「

診療科コード	数字	2	可変	1 旧総合病院の場合は、診療科コード (別表 4) を記録する。 2 旧総合病院以外の場合は、記録を省略する。	
--------	----	---	----	--	--

」

を

「

予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
----	----	---	----	----------	--

」

に改める。

2 第1章の3(4) イ レセプト共通レコード中

「

診療科コード	数字	2	固定	診療科コード(別表4)を記録する。	
--------	----	---	----	-------------------	--

」

を

「

旧診療科	数字	2	可変	1 平成22年3月診療以前分の場合、診療科名コード(別表10)を記録する。 2 その他の場合は、記録を省略する。	
------	----	---	----	---	--

」

に

「

検索番号	数字	30	可変	1 検索番号を記録する。 (17~30桁で構成する。) 2 一次請求の場合は、記録を省略する。	審査支払機関から返戻される返戻ファイル及び審査支払機関に再請求する再請求ファイルに記録する。
------	----	----	----	---	--

」

を

「

検索番号	数字	30	可変	1 検索番号を記録する。 2 審査支払機関から返戻される返戻ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルの請求データに記録する。 3 審査支払機関に再請求する返戻ファイルに係る再請求ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルに係る再請求ファイルの請求データに記録する。 4 その他の場合は、記録を省略する。	一次請求の場合は、記録を省略する。
------	----	----	----	---	-------------------

」

に

「

記録条件仕様年月情報	数字	5	可変	<p>1 記録条件仕様公表年月を“GYMM”の形式で記録する。</p> <p>2 一次請求又は再請求の場合は、記録を省略する。ただし、履歴管理ブロックの履歴請求データについては、審査支払機関で記録されたままとする。</p>	
------------	----	---	----	---	--

」

を

「

記録条件仕様年月情報	数字	5	可変	<p>1 記録条件仕様公表年月を“GYMM”の形式で記録する。</p> <p>2 審査支払機関から返戻される返戻ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルの請求データに記録する。</p> <p>3 審査支払機関に再請求する返戻ファイルに係る再請求ファイルの履歴請求データに記録する。</p> <p>4 その他の場合は、記録を省略する。</p>	<p>1 一次請求の場合は、記録を省略する。</p> <p>2 履歴請求データについては、審査支払機関で記録されたままとする。</p>
------------	----	---	----	--	---

」

に

「

予備	数字	2	可変	1 別に定める医療法診療科コード（別表 1 1）を記録する。 2 医療法診療科を定めない場合は、記録を省略する。	当分の間記録を省略する。
予備	数字	3	可変	1 別に定める医療法診療科コード 1（別表 1 2）を記録する。 2 医療法診療科 1 を定めない場合は、記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	1 別に定める医療法診療科コード 2（別表 1 3）を記録する。 2 医療法診療科 2 を定めない場合は、記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	1 別に定める医療法診療科コード 3（別表 1 4）を記録する。 2 医療法診療科 3 を定めない場合は、記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	1 別に定める医療法診療科コード 4（別表 1 5）を記録する。 2 医療法診療科 4 を定めない場合は、記録を省略する。	

」

を

「

診療科	診療科名	数字	2	可変	1 診療科を記録する場合は、別に定める診療科名コード（別表 1 0）を記録する。 2 診療科名の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	「人体の部位等」、「性別等」、「医学的処置」及び「特定疾病」のいずれかに記録がある場合、「診療科名」に別表 1 0 の診療科コードの記録を要する。	
	組み合わせ名称	人体の部位等	数字	3	可変		1 診療科を記録する場合は、別に定める人体の部位等コード（別表 1 1）を記録する。 2 人体の部位等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。
		性別等	数字	3	可変		1 診療科を記録する場合は、別に定める性別等コード（別表 1 2）を記録する。 2 性別等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。
		医学的処置	数字	3	可変		1 診療科を記録する場合は、別に定める医学的処置コード（別表 1 3）を記録する。 2 医学的処置の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。
		特定疾病	数字	3	可変		1 診療科を記録する場合は、別に定める特定疾病コード（別表 1 4）を記録する。 2 特定疾病の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。

」

に改める。

3 第1章の3(4) ウ(ア)及びカの(ア) 保険者レコード中

「

職務上の事由	数字	1	可変	<p>1 船員保険の被保険者については、職務上の取り扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表17)を記録する。</p> <p>2 共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表17)を記録する。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	
--------	----	---	----	--	--

」

を

「

職務上の事由	数字	1	可変	<p>1 船員保険の被保険者については、職務上の取り扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表16)を記録する。ただし、「1職務上」及び「3通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。</p> <p>2 共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表16)を記録する。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	
--------	----	---	----	---	--

」

に改める。

4 第1章の3(4) コ 患者基礎レコード中

「

入退院情報	転科の有無	数字	1	固定	転科の有無コード(別表26)を記録する。	
-------	-------	----	---	----	----------------------	--

」

を

「

入退院情報	予備	数字	1	可変	記録を省略する。	平成22年3月診療以前分の場合、当時の記録条件仕様に基づき、「転科の有無」を記録する。
-------	----	----	---	----	----------	---

」

に

「

診療関連情報	GAF	数字	3	可変	<p>1 GAF要件が定められている診断群分類区分の場合、GAFを記録する。</p> <p>2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略しても差し支えない。</p>	
--------	-----	----	---	----	--	--

」

を

「

診療関連情報	予備	数字	3	可変	記録を省略する。	平成22年3月診療以前分の場合、当時の記録条件仕様に基づき、「GAF」を記録する。
--------	----	----	---	----	----------	---

」

に

5 第1章の3(4) ス(ア) 診療行為レコード中

「

1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報					
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

」

を追加する。

6 第1章の3(4) ス(イ) 医薬品レコード中

「

1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報					
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

」

を追加する。

7 第1章の3(4) ス(ウ) 特定器材レコード中

「

1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報					
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

」

を追加する。

8 第1章の3(4) セ コーディングデータレコード

「

コーディングデータレコード

項目	モード	最大バイト	項目形式	記録内容	備考
レコード識別情報	英数	2	固定	“CD”を記録する。	
実施年月日	数字	7	固定	1 実施年月日を和暦で年号区分コード(別表4)を含めた形で記録する。 2 数字“GYMMDD”の形式で記録する。	
診療識別	数字	2	固定	診療識別コード(別表18)を記録する。	
順序番号	数字	4	可変	診療識別及び一連の行為毎に昇順に番号を記録する。	
行為明細番号	数字	3	可変	順序番号毎の行為明細単位に昇順に番号を記録する。	
レセプト電算処理システム用コード	数字	9	固定	診療行為コード(入院料、食事療養費、生活療養費及び標準負担額は除く)、医薬品コード又は特定器材コードを記録する。	
使用量	英数	11	可変	1 医薬品又は特定器材の場合、使用量を記録する。 2 整数部5桁、小数部5桁として、整数部と小数部は小数点で区切り記録する。 3 有効桁数が11桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 4 使用量を必要としない場合及び診療行為の場合は、記録を省略する。	
数量データ	数字	8	可変	1 数量データの記録が必要な診療行為の場合、数量データを記録する。 2 有効桁数が8桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。 3 数量データを必要としない場合及び医薬品又は特定器材の場合は、記録を省略する。	
単位コード	数字	3	可変	1 特定器材の場合、特定器材単位コード(別表31)を記録する。 2 単位が規定されている特定器材コードの場合は、記録を省略しても差し支えない。 3 酸素の補正率等使用量がない場合は、記録を省略する。 4 診療行為又は医薬品の場合は、記録を省略する。	
回数	数字	3	可変	1 診療行為、医薬品及び特定器材の回数を記録する。 2 有効桁数が3桁に満たない場合は、有効桁までの記録としても差し支えない。	
特定器材名称	漢字	254	可変	1 未コード化特定器材の場合は、告示名を記録する。 2 特定器材名称が254バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 3 その他の場合は、記録を省略する。	

を追加する。

」

9 第1章の3(4) ソ(ア) 臓器提供医療機関情報レコード中

「

診療科コード	数字	2	可変	1 臓器提供医療機関が旧総合病院の場合は、診療科コード(別表4)を記録する。ただし、臓器提供医療機関区分が“1”の場合であって、かつ同一の診療科である場合は、記録を省略する。 2 旧総合病院以外の場合は、記録を省略する。	
--------	----	---	----	---	--

」

を

「

予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
----	----	---	----	----------	--

」

に改める。

10 第1章の3(4) ソ(イ) 臓器提供者レセプト情報レコード中

「

氏名	英数 又は 漢字	40	可変	1 姓名を記録する。 2 姓と名の間に“スペース”を1桁記録する。 3 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。 4 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。	モード毎の桁数は次のとおりとする。 英数:40桁 漢字:20桁
----	----------------	----	----	---	---------------------------------------

」

を

「

予備	英数 又は 漢字	40	可変	記録を省略する。	臓器受容者のレセプトが平成22年3月診療以前分の場合、当時の記録条件仕様に基づき、氏名を記録する。
----	----------------	----	----	----------	---

」

に改める。

11 別表4 診療科コード

別表4 診療科コード

コード名	コード	内容
診療科コード	01	内科
	02	精神科
	03	神経科
	04	神経内科
	05	呼吸器科
	06	消化器科
	07	胃腸科
	08	循環器科
	09	小児科
	10	外科
	11	整形外科
	12	形成外科
	13	美容外科
	14	脳神経外科
	15	呼吸器外科
	16	心臓血管外科
	17	小児外科
	18	皮膚泌尿器科
	19	皮膚科
	20	泌尿器科
	21	性病科
	22	こう門科
	23	産婦人科
	24	産科
	25	婦人科
	26	眼科
	27	耳鼻いんこう科
	28	気管食道科
	30	放射線科
	31	麻酔科
	33	心療内科
	34	アレルギー科
	35	リウマチ科
	36	リハビリテーション科

を廃止する。

12 別表9 レセプト特記事項コード中

コード名	コード	内容
レセプト特記事項コード	15	経過

を削除する。

13 別表10 診療科名コード

「

別表11 医療法診療科コード

コード名	コード	内容
医療法診療科コード	01	内科
	02	精神科
	09	小児科
	10	外科
	19	皮膚科
	20	泌尿器科
	23	産婦人科（産科又は婦人科）
	26	眼科
	27	耳鼻いんこう科
	30	放射線科（放射線診断科又は放射線治療科）
	34	アレルギー科
	35	リウマチ科
	36	リハビリテーション科
	37	病理診断科
	38	臨床検査科
39	救急科	

」

を

「

別表10 診療科名コード

コード名		コード	内容	
診療科名 コード	診療科コード	01	内科	
		02	精神科	
		09	小児科	
		10	外科	
		19	皮膚科	
		20	泌尿器科	
		23	産婦人科（産科又は婦人科）	
		26	眼科	
		27	耳鼻いんこう科	
		30	放射線科（放射線診断科又は放射線治療科）	
		31	麻酔科	
		34	アレルギー科	
		35	リウマチ科	
		36	リハビリテーション科	
		37	病理診断科	
		38	臨床検査科	
		39	救急科	
		経過措置診療科 コード	03	神経科
			04	神経内科
	05		呼吸器科	
	06		消化器科	
	07		胃腸科	
	08		循環器科	
	11		整形外科	
	12		形成外科	
	13		美容外科	
	14		脳神経外科	
	15		呼吸器外科	
	16		心臓血管外科	
	17		小児外科	
	18		皮膚泌尿器科	
	21	性病科		
	22	こう門科		
24	産科			
25	婦人科			
28	気管食道科			
33	心療内科			

」

に改める。

14 別表11 人体の部位等コード

「

別表12 医療法診療科コード1

」

を

「

別表11 人体の部位等コード

」

に改める。(別表の内容は変更なし)

15 別表12 性別等コード

「

別表13 医療法診療科コード2

」

を

「

別表12 性別等コード

」

に改める。(別表の内容は変更なし)

16 別表13 医学的処置コード

「

別表14 医療法診療科コード3

」

を

「

別表13 医学的処置コード

」

に改める。(別表の内容は変更なし)

17 別表14 特定疾病コード

「

別表15 医療法診療科コード4

」

を

「

別表14 特定疾病コード

」

に改める。(別表の内容は変更なし)

18 別表26 診療区分コード

コード名	コード	内容
診療区分コード	0063	心臓電気生理学的検査
	0064	アダリムマブ
	0065	アルガトロバン水和物
	0066	イブリツモマブチウキセタン塩化イットリウム
	0067	イブリツモマブチウキセタン塩化インジウム
	0068	エタネルセプト
	0069	カルボプラチン+ドセタキセル水和物あり
	0070	サリドマイド
	0071	スニチニブリンゴ酸
	0072	セツキシマブ
	0073	ソラフェニブトシル酸
	0074	トシリズマブ
	0075	トロンボモデュリン アルファ
	0076	ネララビン
	0077	プロスタグランジン製剤
	0078	ペガブタニブナトリウム
	0079	ペグビソマント
	0080	メトトレキサート
	0081	ラニビズマブ
	0082	三酸化ヒ素製剤
0083	乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	
0084	成長ホルモン剤	
0085	動注化学療法	
0086	ダサチニブ水和物	
0087	ニロチニブ塩酸塩水和物	
0088	オマリズマブ	
0089	イマチニブメシル酸	

を追加する。

19 別表30 入院期間区分コード

別表32 入院期間区分コード

コード名	コード	内容
入院期間区分コード	1	入1（入院期間Ⅰ日未満）
	2	入2（入院期間Ⅰ日以上Ⅱ日未満）
	3	入3（入院期間Ⅱ日以上）

を

別表30 入院期間区分コード

コード名	コード	内容
入院期間区分コード	1	入1（入院期間Ⅰ日以下）
	2	入2（入院期間Ⅰ日を超えてⅡ日以下）
	3	入3（入院期間Ⅱ日を超えて）

に改める。

20 別表23 臓器提供区分コード中

「

コード名	コード	内 容
臓器提供部分コード	2	骨髄提供者

」

を

「

コード名	コード	内 容
臓器提供部分コード	2	造血幹細胞提供者

」

に改める。